

平成 30 年度 登録木材関連事業者の先進事例

<第一種木材関連事業>

- ・木材の受入れ時に書類により合法性の確認をし、専用ソフトを使用して納入先の件名、担当者、出荷時の合法木材証明書、社内での申請者の情報等を記録し、一括管理を行っている。◎
- ・「合法性の確認できる」材における仕入れ数および販売数を自社のシステムで管理し、合法性の確認ができた木材は、間違いなく合法性の確認ができた木材で販売できるようにしている。(日本製紙木材株式会社)
- ・ISO 準拠社内規定で仕入先の選定基準を合法伐採木材の取扱事業者に限定する旨追記し、毎年5月に行う仕入先の評価において、仕入先における木材の合法性に関する確認を実施している。(株式会社カンディハウス) ◎
- ・団体一括登録により、会員会社及びその関連会社 30 社が登録した。合法性証明の内容については、「日本製紙連合会・合法性 DDS マニュアル」に従い、毎年各社にモニタリングを実施している。(日本製紙連合会)

◎は同一企業が第二種木材関連事業においても取り組んでいる事例。

<第二種木材関連事業>

- ・ラミナはバーコードで管理され、数量・仕入先在庫日が記載されている。(江間忠ラムテック株式会社)
- ・クリーンウッド法に基づく第三者機関による登録の信頼性の向上等から、協議会会員に登録を呼びかけ、登録の事務負担軽減のため協議会が窓口となり、会員 21 社分を取りまとめて申請した。(秋田県産製材品販売促進協議会)
- ・ゼネコンは直接木材等を購入する機会が少ないことから登録が難しいとされている中、まずプロジェクト登録[※]を行い、プロジェクト終了時期に合わせて木材の種類等を自社開発の耐火集成材へ変更申請した。(株式会社竹中工務店)

※ 木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者が登録を受けられる場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることを認めています。

建築・建設事業を行う事業者においては、プロジェクト単位の登録を可能としており、プロジェクトが終了した場合には、登録の取消しや上記事例のような変更申請をします。